

平成30年7月12日

会 員 各 位

東京土地家屋調査士会 総務部

### 日本土地家屋調査士会連合会会則等の一部改正について（お知らせ）

このたび、別紙をもって、日本土地家屋調査士会連合会の会則等の一部改正があった旨の通知がありましたので、お知らせいたします。

なお、特に土地家屋調査士倫理規程の一部改正につきましては、平成29年5月30日に「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」が全面施行され、このことにより「法務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成21年9月30日法務省告示第453号、最新は平成27年法務省告示第178号）」が廃止（個人情報取扱事業者の監督権限が主務大臣から個人情報保護委員会に一元化）され、以後は、個人情報保護委員会が策定したガイドラインに則して、個人情報の保護に取り組むこととされたことを受けての改正でありますので、念のため申し添えます。

おって、土地家屋調査士業務における個人情報の取扱いに関しましては、来る11月5日（月）に開催する「法令実務研修会」（会場：なかのZERO 大ホール・全3部構成）の第1部において、柳楽久司弁護士（銀座ライツ法律事務所所属）を講師に迎え、「改正個人情報保護法と土地家屋調査士の業務との関連について（仮題）」をテーマとした講義を行う予定でありますので、奮ってご出席くださいますよう、お知らせいたします。

#### 【参考】

○ 「個人情報保護委員会」ホームページ：<https://www.ppc.go.jp/personal/legal/>

以 上

日調連発第76号  
平成30年6月27日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

日本土地家屋調査士会連合会会則等の一部改正について（通知）

本月19日、20日に開催いたしました第75回定時総会において、標記会則及び下記の規程が一部改正されましたので通知します。

なお、同会則等の新旧対照表及び改正後の全文は、それぞれ別添1から別添6のとおりです（この度の変更箇所を下線で表示しております。）。

記

1 土地家屋調査士倫理規程の一部改正

土地家屋調査士倫理規程第23条第2項及び第44条の規定に記載されている「法務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成21年9月30日法務省告示第453号、最新は平成27年法務省告示第178号）」が廃止され、今後は、個人情報保護委員会が策定したガイドラインに則して、個人情報の保護に取り組むこととされていることから、同規程の一部改正を行ったものです。

2 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正

現在の公益法人会計基準（平成20年版）において作成することとなっている財務諸表（いわゆる「決算報告書」であり、貸借対照表、正味財産増減計算書及びキャッシュフロー計算書をいう。）並びに附属明細書及び財産目録のほか、日本土地家屋調査士会連合会が通常作成している収支計算書も含めたこれらの書類のうち、一部の書類については作成することを定めた規定がなく、また、日本土地家屋調査士会連合会会則第8章の資産及び会計における規定において、一部の規定については規則へ委任する規定がない状況にあることからこれを改める必要があったため、同会則の一部改正を行ったものです。

### 3 日本土地家屋調査士会連合会特別会計規程の一部改正

現在の公益法人会計における役員の退職慰労金及び職員の退職金については、企業会計の「退職給付に関する会計基準」及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」等に沿って一般会計の引当金として処理することとされており、これに対応することにより退職金特別会計は不要となるが、廃止するためには日本土地家屋調査士会連合会特別会計規程の一部改正を行う必要があったため、同規程の一部改正を行ったものです。

以上

## 土地家屋調査士倫理規程の一部改正（新旧対照表）

【改正後】	【改正前】
<p>第 1 条～第 22 条 （略）</p> <p>（事件記録の保管等）</p> <p>第 23 条 調査士は、事件の内容、受領した金員、書類その他特に留意すべき事項について、記録を作成し、保存しなければならない。</p> <p>2 事件の記録を保管又は廃棄するに際しては、関係法令並びに個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）<u>並びに個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 7 号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 8 号）及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 9 号）</u>を遵守し、依頼者及び関係者の秘密事項及び個人情報が保護されるように注意しなければならない。</p> <p>第 24 条～第 43 条 （略）</p> <p>（収集資料の取扱い）</p> <p>第 44 条 調査士は、業務の遂行上収集した資料は、成果物として依頼者に交付するものを除き、関係法令並びに個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）<u>並びに個人情報の保護に関する法律についてのガイドライ</u></p>	<p>第 1 条～第 22 条 （同左）</p> <p>（事件記録の保管等）</p> <p>第 23 条 （同左）</p> <p>2 事件の記録を保管又は廃棄するに際しては、関係法令並びに個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）<u>及び法務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成 21 年 9 月 30 日法務省告示第 453 号）</u>を遵守し、依頼者及び関係者の秘密事項及び個人情報が保護されるように注意しなければならない。</p> <p>第 24 条～第 43 条 （同左）</p> <p>（収集資料の取扱い）</p> <p>第 44 条 調査士は、業務の遂行上収集した資料は、成果物として依頼者に交付するものを除き、関係法令並びに個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）<u>及び法務省所管事業分野における個人情報保護に関するガ</u></p>

ン（通則編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 7 号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 8 号）及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 9 号）等を遵守し、個人情報の保護に留意して、管理しなければならない。

第 45 条～第 66 条 （略）

附 則 （略）

附 則（第 23 条、第 44 条）

（施行期日）

この規程は、平成 30 年 6 月 20 日から施行する。

イドライン（平成 21 年 9 月 30 日法務省告示第 453 号）等を遵守し、個人情報の保護に留意して、管理しなければならない。

第 45 条～第 66 条 （同左）

附 則 （同左）

（新設）

## 土地家屋調査士倫理規程

### 目 次

- 前 文
- 第1章 綱 領
- 第2章 一般規律
- 第3章 依頼者との関係
- 第4章 調査士会等との関係
- 第5章 調査・測量関係
- 第6章 筆界特定・民間紛争解決手続
- 第7章 土地家屋調査士法人等
- 第8章 筆界調査委員等
- 附 則

### 前 文

土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記に必要な調査・測量及び申請手続等並びに筆界特定の手続及び土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続の専門家として、これらの業務を適正に行い、不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することを使命とする。その使命を達成するため、土地家屋調査士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ誠実にその業務を行うとともに、自らの行動を規律する社会的責任を負う。ここに、土地家屋調査士の業務及び行動に関する倫理を制定する。

土地家屋調査士はこれを実践し、社会の信頼に応えることをここに宣言する。

### 第1章 綱 領

#### (使 命)

**第1条** 土地家屋調査士（以下「調査士」という。）は、不動産の表示に関する登記に必要な調査・測量及び申請手続等並びに筆界特定の手続及び民間紛争解決手続の専門家として、これらの業務を適正に行うことにより、不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することを使命とする。

#### (公正誠実)

**第2条** 調査士は、その使命にかんがみ、業務を公正かつ誠実に行う。

#### (品位の保持)

**第3条** 調査士は、その使命にかんがみ、常に人格の陶冶を図り、教養を高め品位の保持に努める。

#### (法令等の精通、遵守)

**第4条** 調査士は、法令を遵守し、実務に精通するとともに、自ら研鑽し、資質の向上を図るように努める。

#### (司法制度への寄与)

**第5条** 調査士は、その使命を自覚し、国民が利用しやすい司法制度の発展に寄与する。

(公益的活動)

第6条 調査士は、その使命にふさわしい公益的な活動に参加、実践し、公共の利益の実現に努める。

第2章 一般規律

(虚偽の調査、測量の禁止)

第7条 調査士は、その業務に関して虚偽の調査又は測量をしてはならない。

(秘密保持の義務)

第8条 調査士又は調査士であった者は、正当な事由がある場合でなければ、業務上取り扱った事件について知り得た秘密を他に漏らし、又は利用してはならない。

2 調査士は、その業務に従事する者又は従事した者に対し、その者が業務上知り得た秘密を保持させなければならず、又は利用させてはならない。

(業務上の権限濫用の禁止)

第9条 調査士は、業務上行うことのできる権限を濫用してはならない。

(品位公正を損なう事業への関与)

第10条 調査士は、品位又は業務の公正を損なうおそれのある事業を営み、若しくはこれに参加し、又はこれに自己の名義を利用させてはならない。

(不当誘致行為の禁止)

第11条 調査士は、不当な手段により事件の依頼を誘致し、又は事件を誘発してはならない。

2 調査士は、依頼者の紹介をしたことについてその対価を受け取ってはならない。

3 調査士は、依頼者の紹介を受けたことについてその対価を支払ってはならない。

(広告及び宣伝)

第12条 調査士は、その広告又は宣伝をするときは、虚偽若しくは誇大な広告、品位を欠く広告を行ってはならない。

(非調査士との提携の禁止)

第13条 調査士は、調査士でない者にその名義を貸与し、又はその業務を取り扱わせ若しくはその者に協力、又は援助してはならない

2 調査士は、調査士でない者から事件のあっせんを受けてはならない。

(他人による業務取扱いの禁止)

第14条 調査士は、他人をしてその業務を取り扱わせてはならない。

(他資格者との連携)

第15条 調査士は、他の士業資格者と連携して業務を行う場合は、調査士の使命にかんがみ、独立して業務を行うとともに、それぞれの士業資格者の役割を尊重しなければならない。

(違法行為の助長、利用)

第 16 条 調査士は、違法若しくは不正な行為を助長し、又はこれらの行為を利用してはならない。

(従事者に対する指導監督)

第 17 条 調査士は、常に、補助者その他業務に従事する者の業務について指導監督を行わなければならない。

2 調査士は、補助者その他業務に従事する者に、その業務を包括的に行わせてはならない。

(私的関係の利用)

第 18 条 調査士は、その業務の遂行に当たり、公務員との私的な関係を不当に利用してはならない。

### 第 3 章 依頼者との関係

(依頼に応ずる義務)

第 19 条 調査士は、正当な事由がある場合でなければ、不動産の表示に関する登記に必要な調査・測量及び申請手続等に係る業務の依頼を拒んではならない。

(受任の内容の明確化)

第 20 条 調査士は、依頼の趣旨、内容及び範囲を明確にして受任しなければならない。

2 調査士は、依頼の趣旨を実現するため、その専門的判断に基づき必要な業務の内容等について、あらかじめ説明しなければならない。

(報酬の明示)

第 21 条 調査士は、事件の受任に際して、依頼者に対し、あらかじめ、報酬、費用の基準及び報酬額等の算定の方法を明示し、かつ、十分に説明しなければならない。

(事件の処理)

第 22 条 調査士は、事件を受任した場合には、速やかに着手し、遅滞なく処理しなければならない。

2 調査士は、依頼者に対し、業務処理の経過等を説明し、依頼者との間の意思の疎通を図らなければならない。

3 調査士は、依頼者に対し、業務が終了したときは、その経過及び結果を遅滞なく報告しなければならない。

(事件記録の保管等)

第 23 条 調査士は、事件の内容、受領した金員、書類その他特に留意すべき事項について、記録を作成し、保存しなければならない。

2 事件の記録を保管又は廃棄するに際しては、関係法令並びに個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）並びに個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 7 号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 8 号）及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）（平成 28

年個人情報保護委員会告示第9号)を遵守し、依頼者及び関係者の秘密事項及び個人情報保護されるように注意しなければならない。

**(業務を行い得ない事件 その1)**

**第24条** 調査士は、公務員として職務上取り扱った事件及び仲裁手続により仲裁人として取り扱った事件については、その業務を行ってはならない。

**(業務を行い得ない事件 その2)**

**第25条** 調査士は、筆界特定手続代理関係業務における次に掲げる事件については、その業務を行ってはならない。

- 一 筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして、相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件
- 二 筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づく認められるもの
- 三 筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして受任している事件(土地家屋調査士法(以下「調査士法」という。)第3条第1項第5号に規定する業務に関するものとして受任しているものを除く。第7号において同じ。)の相手方からの依頼による他の事件(ただし、受任している事件の依頼者が同意した場合を除く。)
- 四 土地家屋調査士法人(以下「調査士法人」という。)(調査士法第26条に規定する調査士法人をいう。以下この条において同じ。)の社員又は使用人である調査士としてその業務に従事していた期間内に、当該調査士法人が、筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして、相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件であって、自らこれに関与したもの
- 五 調査士法人の社員又は使用人である調査士としてその業務に従事していた期間内に、当該調査士法人が筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づく認められるものであって、自らこれに関与したもの
- 六 調査士法人の使用人である場合に、当該調査士法人が相手方から筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして受任している事件
- 七 調査士法人の使用人である場合に、当該調査士法人が筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして受任している事件(当該調査士が自ら関与しているものに限る。)の相手方からの依頼による他の事件(ただし、受任している事件の依頼者が同意した場合を除く。)

**(業務を行い得ない事件 その3)**

**第26条** 民間紛争解決手続代理関係業務を行うことができる調査士(以下「ADR認定調査士」という。)は、民間紛争解決手続代理関係業務における前条各号に掲げる事件及び次に掲げる事件については、その業務を行ってはならない。

- 一 調査士法人(民間紛争解決手続代理関係業務を行うことを目的とする調査士法人を除く。次号において同じ。)の社員である場合に、当該調査士法人が相手方から筆界特定手続代理関係業務に関するものとして受任している事件
- 二 調査士法人の社員である場合に、当該調査士法人が筆界特定手続代理関係業務に関するものとして受任している事件(当該調査士が自ら関与しているものに限り、調査士法第3条第1項第5

号に規定する業務に関するものとして受任しているものを除く。)の相手方からの依頼による他の事件(ただし、受任している事件の依頼者が同意した場合を除く。)

#### (見込みがない事件の受任)

第27条 調査士は、依頼者の期待するような結果を得る見込みがないことが明らかであるのに、あたかもその見込みがあるかのように装って事件を受任してはならない。

#### (有利な結果の請け合い等)

第28条 調査士は、事件について、依頼者に有利な結果を請け合い、又は保証してはならない。

#### (不正の疑いがある事件)

第29条 調査士は、依頼の趣旨が、その目的又は手段若しくは方法において、不正の疑いがある場合には、その事件の業務を行ってはならない。

2 調査士は、業務を開始した後不正の疑いがあることが判明した場合には、依頼者にその理由を告げた上で、業務を中止しなければならない。

#### (公正を保ち得ない事件)

第30条 調査士は、業務の公正を保ち得ない事由のある事件については、依頼者にその理由を告げた上で、依頼を拒むことができる。

2 調査士は、事件の受任に際して、次の各号に該当する場合は、業務を中止する必要があることをあらかじめ依頼者に対し、説明しなければならない。

- 一 業務の公正を保ち得ない事由が発生するおそれがある場合
- 二 現にその事由が発生した場合

#### (特別関係の告知)

第31条 調査士は、事件の受任に際して、業務に関連する者と特別の関係があるために、依頼者との信頼関係に影響を及ぼすおそれがあるときは、依頼者に対しその事情を告げなければならない。

#### (受任の諾否の通知)

第32条 調査士は、依頼を拒否し、又は依頼を受任しない場合は、速やかに、その旨を依頼者に通知しなければならない。

#### (預り書類等の保管)

第33条 調査士は、業務に関して依頼者その他利害関係人から書類その他の物品を預かったときは、善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

2 調査士は、依頼者から又は依頼者のために預り金を受領したときは、自己の金員と区別して管理しなければならない。

#### (依頼者相互の認識の相違)

第34条 調査士は、不動産の表示に関する登記に必要な調査・測量及び申請手続等に係る業務において、依頼者が複数の場合に関し、依頼者相互の間に認識の相違が生じたときは、各依頼者にその事情を聴くなど適切な処置をとらなければならない。

(信頼関係の喪失)

第 35 条 調査士は、受任した事件について依頼者との間の信頼関係が失われ、かつ、その回復が困難な場合には、辞任その他の処置をとらなければならない。

第 4 章 調査士会等との関係

(規律の遵守)

第 36 条 調査士は、所属する土地家屋調査士会及び日本土地家屋調査士会連合会（以下「調査士会等」という。）の会則その他の規律を遵守しなければならない。

(事業への参加)

第 37 条 調査士は、調査士会等の組織運営に協力し、調査士会等が行う事業に積極的に参加しなければならない。

(資質の向上)

第 38 条 調査士は、自ら研鑽するとともに、調査士会等が実施する研修を受け、資質の向上を図るよう努めなければならない。

(名誉の尊重)

第 39 条 調査士は、調査士及び調査士法人（以下「調査士等」という。）の名誉を尊重し、相互に信義を重んじるものとする。

2 調査士は、他の士業資格者の名誉を尊重し、相互に信義を重んじるものとする。

(相互協力)

第 40 条 調査士は、その業務遂行によって得られた成果物等に関して、他の調査士から照会があった場合は、互いにその内容及び経緯を説明し、業務の適正な処理について可能な限り協力するように努める。なお、成果物等の取扱いに当たっては、依頼者との関係、秘密事項、個人情報等に配慮しなければならない。

(他の事件への介入)

第 41 条 調査士は、他の調査士が受任している事件の依頼の誘致その他不当な介入をしてはならない。

(紛議の処理)

第 42 条 調査士は、依頼者と紛議が生じた場合は、依頼者との信義に従い誠実に話し合い、解決するよう努めなければならない。

2 前項による解決が困難な場合は、土地家屋調査士会の紛議調停委員会等で解決するよう努めなければならない。

(調査士間の紛議)

第 43 条 調査士は、他の調査士と紛議が生じた場合は、互いの信義に従い誠実に協議し、解決するよう努めなければならない。

2 前項による解決が困難な場合は、土地家屋調査士会の紛議の調停等により、円満に解決するよう

努めなければならない。

## 第5章 調査・測量関係

### (収集資料の取扱い)

第44条 調査士は、業務の遂行上収集した資料は、成果物として依頼者に交付するものを除き、関係法令並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）並びに個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成28年個人情報保護委員会告示第7号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成28年個人情報保護委員会告示第8号）及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）（平成28年個人情報保護委員会告示第9号）等を遵守し、個人情報の保護に留意して、管理しなければならない。

### (他人の土地への立入)

第45条 調査士は、調査・測量のため依頼者以外の者が所有又は占有する土地・建物に立ち入る場合には、その所有者、占有者その他の関係者に許諾を求めるとともに、その権利を侵害しないようにしなければならない。

### (安全管理)

第46条 調査士は、調査又は測量に当たり、関係者の安全に十分配慮しなければならない。

## 第6章 筆界特定・民間紛争解決手続

### (紛争解決における役割)

第47条 調査士は、土地の筆界（境界）の専門家として、筆界（境界）に関する地域の慣習等の知識を深め、誠実に業務を行うことにより、土地の筆界（境界）に関する紛争を適正かつ公正に解決することに努める。

### (制度の説明)

第48条 調査士は、依頼者に対し、土地の筆界（境界）の特定、紛争解決に関する法制度について十分説明するよう努めるものとする。

### (偽証のそそのかし等)

第49条 調査士は、筆界特定手続又は民間紛争解決手続において、偽証若しくは虚偽の陳述をそそのかし、又は虚偽の証拠を提出し、若しくは提出させてはならない。

### (相手方本人との直接交渉等)

第50条 調査士は、受任した筆界特定手続又は民間紛争解決手続に関し、相手方に代理人があるときは、特別の事情がない限り、その代理人の了承を得ないで相手方本人と直接交渉してはならない。  
2 調査士は、前項の場合において、相手方に代理人がないときは、その無知又は誤解に乗じて相手方を不当に不利益に陥れてはならない。

(相手方からの利益の供与)

第 51 条 調査士は、受任した筆界特定手続又は民間紛争解決手続の業務に関し、相手方から利益の供与若しくは供応を受け、又はこれを要求し、若しくは約束をしてはならない。

(相手方に対する利益の供与)

第 52 条 調査士は、受任した筆界特定手続又は民間紛争解決手続の業務に関し、相手方に対し、利益の供与若しくは供応をし、又は申込をしてはならない。

(民間紛争解決手続の代理関係業務の遂行)

第 53 条 調査士は、受任した民間紛争解決手続の代理関係業務は、共同で受任した弁護士と十分な意見交換等を行い、事件の管理に十分な注意を払い、業務を行わなければならない。

(共同受任弁護士との意見不一致)

第 54 条 調査士は、民間紛争解決手続の事件において、共同で受任した弁護士との間に事件の処理について意見が一致しない等により辞任を申し出るときは、あらかじめ依頼者に対し、その事情を説明しなければならない。

## 第 7 章 土地家屋調査士法人等

(遵守のための措置)

第 55 条 調査士法人の社員は、その社員又は使用人である調査士（以下「社員等」という。）がこの規程を遵守するため、必要な措置をとるように努めなければならない。

(秘密の保持)

第 56 条 調査士法人の社員等は、他の調査士等の依頼者について執務上知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らし、又は利用してはならない。その調査士法人の社員等でなくなった後も同様とする。

(特定の事件についての業務の制限 その 1)

第 57 条 調査士法人は、次に掲げる事件については、筆界特定手続代理関係業務を行ってはならない。

- 一 筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして、相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件
- 二 筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの
- 三 筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして受任している事件（調査士法第 3 条第 1 項第 5 号に規定する業務として受任している事件を除く。）の相手方からの依頼による他の事件（ただし、受任している事件の依頼者が同意した場合を除く。）
- 四 使用人が相手方から筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして受任している事件
- 五 調査士法第 22 条の 2 第 1 項に規定する事件、同条第 2 項第 1 号から第 5 号までに掲げる事件又は同条第 3 項に規定する同条第 2 項第 1 号から第 5 号までに掲げる事件として社員の半数以上の者が筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務を行ってはならないこととされる事件
- 六 民間紛争解決手続代理関係業務を行うことを目的とする調査士法人以外の調査士法人にあつて

は、調査士法第3条第2項に規定する調査士である社員が相手方から民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして受任している事件

#### (特定の事件についての業務の制限 その2)

**第58条** 民間紛争解決手続代理関係業務を行うことを目的とする調査士法人は、次に掲げる事件については、民間紛争解決手続代理関係業務を行ってはならない。

一 前条第1号から第4号までに掲げる事件

二 調査士法第22条の2第1項に規定する事件、同条第2項第1号から第5号までに掲げる事件又は同条第3項に規定する同条第2項第1号から第5号までに掲げる事件として特定社員の半数以上の者が筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務を行ってはならないこととされる事件

#### (民間紛争解決手続代理関係業務の取扱い)

**第59条** 民間紛争解決手続代理関係業務を行うことを目的とする調査士法人は、特定社員が常駐していない事務所においては、民間紛争解決手続代理関係業務を取り扱うことができない。

#### (事件情報の記録等)

**第60条** 調査士法人は、業務を行い得ない事件の受任を防止するため、取扱事件の依頼者、相手方及び事件名等の情報を記録し、当該調査士法人の社員等が閲覧できるようにしなければならない。

#### (調査士法人の使用人調査士)

**第61条** 調査士法人が、調査士を使用人とする場合には、平成20年12月19日付け日調連発第317号日本土地家屋調査士会連合会長見解（調査士法人の使用人調査士に関する見解及び運用に関する見解）を踏まえなければならない。

## 第8章 筆界調査委員等

#### (筆界調査委員)

**第62条** 調査士は、筆界調査委員に任命されたときは、その職責にかんがみ、調査士としての使命を果たすため、公正かつ誠実に業務を遂行し、筆界特定手続制度の発展に努めるものとする。

#### (筆界調査委員等としての取扱事件)

**第63条** 調査士は、筆界調査委員として職務上取り扱った事件については、法令等に定めがある場合を除き、当該物件に関する業務を行ってはならない。

#### (民間紛争解決手続調停員)

**第64条** 調査士は、民間紛争解決手続において調停する者に任命されたときは、その職務上取り扱った事件については、法令等に定めがある場合を除き、当該物件に関する業務を行ってはならない。

#### (裁判における鑑定)

**第65条** 調査士は、裁判手続における境界（筆界）等の鑑定等の嘱託等があったときは、原則として受任し、紛争の解決及び権利の明確化に寄与するものとする。

(制定・改廃)

第 66 条 この規程の制定及び改廃は総会の決議による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、連合会会則の一部改正の法務大臣認可の日（平成 22 年 10 月 7 日）から施行する。

附 則（第 23 条）

(施行期日)

この規程は、平成 30 年 6 月 20 日から施行する。

## 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正（新旧対照表）

【改正後】	【改正前】
第 1 条～第 59 条の 3 （略）	(同左)
第 8 章 資産及び会計	(同左)
(会計年度)	
第 60 条 連合会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までとする。	(同左)
(予 算)	
第 61 条 連合会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもって支弁する。	(同左)
2 会長は、あらかじめ理事会の決議を経て、当年度の予算案を作成し、これを定時総会に提出しなければならない。	(同左)
3 会長は、特定の事業を行う場合その他特定の収入をもって特定の支出に充てるため必要があるときは、総会の決議を経て特別会計を設けることができる。特別会計の目的を変更し、又は廃止するときも同様とする。	(同左)
4 会長は、予算の執行に当たっては、総会で承認された予算に基づき執行しなければならない。	(同左)
5 予算が成立するまでの間の連合会の収入及び支出は、前年度に準ずる。	(同左)
6 定時総会において予算が成立しないときは、前年度の予算の例による。この場合においては、予算を成立させるため、会長は、速やかに、臨時総会を招集しなければならない。	(同左)

7 (削る)

(財務諸表等)

第 62 条 会長は、連合会の 財務状況 を明らかにするため に必要な 毎会計年度末現在における 財務諸表等の書類 (以下「財務諸表等」という。) を作成しなければならない。

(決算)

第 63 条 会長は、前条の財務諸表等 を監事に提出しなければならない。

2 監事は、前項の 財務諸表等 を監査し、その結果についての意見をこれに付記しなければならない。

3 会長は、定時総会に前項の 財務諸表等 を提出しなければならない。

(資産の管理)

第 64 条 連合会の資産は、会長が管理する。

(予算外支出)

第 65 条 会長は、予算の執行に当たり、やむを得ない事情により予算外の支出を必要とするときは、理事会の決議を経て、その執行をすることができる。

2 会長は、前項の規定により予算を執行したときは、その後最初に開かれる総会において、その承認を受けなければならない。

(規則への委任)

第 66 条 資産及び会計に関する必要な事項

7 予算の執行に関して必要な事項は、別に理事会会で定める。

(財産目録)

第 62 条 会長は、連合会の 資産及び負債 を明らかにするため、毎会計年度末現在における 財産目録 を作成しなければならない。

(決算)

第 63 条 会長は、連合会の前年度の収入及び支出の決算報告書 を監事に提出しなければならない。

2 監事は、前項の 決算報告書 を監査し、その結果についての意見をこれに付記しなければならない。

3 会長は、定時総会に前項の 決算報告書 を提出しなければならない。

(同左)

(同左)

(同左)

(給与、旅費等)

第 66 条 役員及び職員等の給与、旅費及び手

<p><u>は、別に理事会で定める。</u></p> <p>第 66 条の 2～第 75 条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則 (第 61 条、第 62 条、第 63 条、 第 66 条)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>この改正会則は、平成 31 年 4 月 1 日から施 行する。</u></p>	<p><u>当等は、理事会の定めるところによる。</u></p> <p>(同左)</p> <p>附 則 (同左)</p> <p>(新設)</p>
---	--

# 日本土地家屋調査士会連合会会則 (昭和 61 年 5 月 13 日民三第 3988 号認可)

## 目 次

- 第 1 章 総則 (第 1 条～第 4 条)
- 第 2 章 会の機関 (第 5 条～第 28 条)
- 第 3 章 事務局 (第 29 条～第 30 条)
- 第 4 章 調査士の登録 (第 31 条～第 43 条)
- 第 5 章 調査士法人の登録 (第 44 条～第 55 条)
- 第 6 章 登録審査会 (第 56 条～第 59 条)
- 第 7 章 電子証明 (第 59 条の 2～第 59 条の 3)
- 第 8 章 資産及び会計 (第 60 条～第 66 条)
- 第 9 章 調査士倫理 (第 66 条の 2)
- 第 10 章 研修 (第 67 条、第 67 条の 2)
- 第 11 章 調査士会及びその会員 (第 68 条～第 72 条)
- 第 12 章 情報の公開 (第 73 条)
- 第 13 章 雑則 (第 74 条～第 75 条)
- 附 則

## 第 1 章 総 則

### (名 称)

第 1 条 本会の名称は、日本土地家屋調査士会連合会（以下「連合会」という。）とする。

### (目 的)

第 2 条 連合会は、土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）の会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、調査士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務を行い、並びに土地家屋調査士（以下「調査士」という。）の登録及び土地家屋調査士法人（以下「調査士法人」という。）の登録に関する事務を行うことを目的とする。

### (事 業)

第 3 条 連合会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 調査士会の会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、調査士会及びその会員の指導及び連絡に関する事項
- (2) 表示に関する登記及び土地家屋調査士制度の改善に関する事項
- (3) 業務の改善進歩に関する調査、研究及び統計に関する事項
- (4) 調査士及び調査士法人の登録に関する事項
- (5) 調査士資格の電子証明に関する事項
- (6) 届出様式等の策定並びに業務関係図書及び用品の購入のあっせん、頒布に関する事項
- (7) 研修に関する事項
- (8) 報酬に関する調査及び研究に関する事項
- (9) 広報に関する事項
- (10) 会報の編集及び発行に関する事項

- (11) 福利厚生及び共済に関する事項
  - (12) 地図に関する調査及び研究に関する事項
  - (13) 境界についての確認、管理及び鑑定に関する調査及び研究に関する事項
  - (14) 筆界特定制度及び土地家屋調査士法（以下「法」という。）第 3 条第 1 項第 7 号に規定する筆界が現地において明らかでないことを原因とする民間紛争解決手続（以下「筆界に関する民間紛争解決手続」という。）の調査及び研究に関する事項
  - (15) 公共嘱託登記に関する事項
  - (16) 情報の公開に関する事項
  - (17) 調査士の国民に対する法的サービスの提供の拡充に関する事項
  - (18) その他連合会の目的を達成するために必要な事項
- 2 前項の業務分掌及びその担当者は、理事会で定める。

#### （事務所の所在地）

**第 4 条** 連合会は、事務所を東京都千代田区に置く。

## 第 2 章 会の機関

### 第 1 節 役員

#### （役員）

**第 5 条** 連合会に、次の役員を置く。

- 会 長 1 人
- 副会長 5 人以内
- 理 事 15 人以上 30 人以内
- 監 事 3 人以上

- 2 理事のうち、2 人以内を専務理事又は常務理事とし、8 人以内を常任理事とする。
- 3 専務理事及び常務理事は、常勤とする。
- 4 監事は、他の役員を兼ねることができない。

#### （役員職務権限）

**第 6 条** 会長は、連合会を代表し、その会務を総理する。

- 2 副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 理事は、会長及び副会長を補佐して会務を分掌し、会長及び副会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときは、あらかじめ理事会の定めるところにより、その職務を行う。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 会の資産及び会計に関する監査
  - (2) 会長、副会長及び理事の業務執行の状況の監査
- 5 監事が欠員のとき、又は監事に事故があるときは、あらかじめ総会の決議により定めた者が、監事の職務を代理する。
- 6 役員は、法令及びこの会則並びに総会の決議を遵守し、適正にその職務を遂行しなければならない。

#### (守秘義務)

第6条の2 役員及び委員会の委員は、その職務に関し知り得た秘密を、正当な理由なくしてほかに漏らしてはならない。役員及び委員会の委員を退任した後も同様とする。

#### (役員を選任)

第7条 役員は、総会において調査士会の調査士たる会員（以下「調査士会員」という。）のうちから選任する。ただし、理事及び監事については、調査士会員以外の者を選任することができ、また、理事のうち3人以内については、会長が指名した者につき、総会において選任することができる。

2 役員を選任は、別に総会で定める役員選任規則による。

#### (役員任期)

第8条 役員任期は、当該役員が就任したときから第2回目の定時総会の終了する時までとする。

2 役員が任期満了又は辞任により退任した場合において、当該役員の数に欠けたときは、その役員は後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

3 欠員又は増員により選任された役員任期は、他の役員任期の残存期間と同一とする。

#### (役員退任)

第9条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失し、退任する。

- (1) 法第15条第1項又は第16条第1項の規定により登録の取消しを受けたとき。
- (2) 法第42条第1号又は第2号の処分を受けたとき。
- (3) 調査士法人が、法第43条第1項の規定により処分を受けた場合において、その処分事由が発生した当時、当該調査士法人の社員として在籍していたとき。
- (4) 調査士会の会則に基づき、その会員である資格を喪失したとき。
- (5) 調査士会員以外の役員が、法第5条各号(第5号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。
- (6) 総会において解任の決議を受けたとき。

## 第2節 理事会

#### (理事会の組織及び招集)

第10条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって組織する。

- 2 理事会は、会長が招集する。
- 3 理事会を招集するには、会日より2週間前に副会長及び理事に会議の日時、場所及びその目的である事項を記載した通知を発しなければならない。ただし、緊急を要するときは、その期間を短縮することができる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、理事会に構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 理事会は、その全員の同意があるときは、第3項本文の招集の手続を経ないで開くことができる。
- 6 会長は、緊急を要する事項につき、理事会構成員の全員の同意を得て、第2項の招集にかえて書面による決議を求めることができる。

#### (理事会の決議)

第11条 連合会の業務執行は、理事会の決するところによる。

- 2 理事会の議長は、会長とする。

- 3 理事会の決議は、理事会の構成員の過半数が出席し、その過半数で決議する。可否同数のときは、議長が決する。
- 4 理事会の決議について、特別の利害関係を有する者は、議決権を行使することができない。この場合においては、当該議決権の数は、前項の議決権の数に算入しない。
- 5 前条第6項による書面決議は、理事会構成員の過半数が書面をもって賛成を表明したときは、理事会の決議があったものとする。
- 6 会長は、前項の結果を速やかに理事会構成員に通知しなければならない。

#### (理事会の決議事項)

**第12条** 次に掲げる事項は、理事会の決議を経なければならない。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 会長会議に付議すべき事項
- (4) 規則の制定及び改廃に関する事項
- (5) 会長から付託された事項
- (6) 法務大臣への建議又はその諮問の答申に関する事項
- (7) 専務理事、常務理事及び常任理事の役職の選任及び解任に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか業務の執行に関する事項

#### (議事録)

**第13条** 理事会の議事については、議事録を作らなければならない。

- 2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した役員2人がこれに署名し、押印しなければならない。

#### (常任理事会)

**第14条** 理事会に、会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事をもって組織する常任理事会を設ける。

- 2 常任理事会は、会務に関し、連絡調整を図るとともに理事会より付託された事項を処理する。
- 3 常任理事会の運営に関し必要な事項は、別に理事会で定める。

### 第3節 総 会

#### (総 会)

**第15条** 総会は、定時総会と臨時総会の2種とする。

#### (総会の構成員)

**第16条** 総会は、役員と調査士会の会長及び代議員（以下これらの者を「総会の構成員」という。）をもって組織する。

#### (総会の招集)

**第17条** 会長は、毎会計年度の終了後3月以内に定時総会を招集しなければならない。

- 2 会長は、必要があると認める場合には、臨時総会を招集することができる。
- 3 総会を招集するには、会日より2週間前に総会の構成員に対しその通知を発しなければならない。

ただし、緊急を要するときは、その期間を短縮することができる。

4 前項の通知には、会議の日時、場所及びその目的である事項を記載しなければならない。

#### (総会の特別招集)

**第 18 条** 会長は、調査士会の 3 分の 1 以上から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を提出して総会招集の請求があったときは、2 月以内に総会を招集しなければならない。

2 前項の請求があった日の翌日から 3 週間内に会長が総会の招集通知を発しないときは、前項の請求者が総会を招集することができる。

#### (代議員の選出)

**第 19 条** 代議員は、調査士会の理事会において調査士会員のうちから選出する。

2 代議員の数は、会員の数が 4 月 1 日現在において、300 人以下の調査士会にあつては 1 人とし、300 人を超える調査士会にあつては 1 人にその超える数が 150 人までごとに 1 人を加えた数とする。

3 調査士会の会長が同時に連合会の役員である調査士会にあつては、前項のほか 1 人の代議員を選出する。

4 代議員の任期は、選任された年の定時総会の日から次に開かれる定時総会の日の前日までとする。

5 第 3 項により選出された代議員の任期は、前項の任期中であっても、会長が連合会の役員を退任したときに終了する。

#### (総会の定足数及び再招集)

**第 19 条の 2** 総会は、総会の構成員の過半数の出席により成立する。

2 会長は、前項の規定により総会が成立しなかったときは、1 月以内に、再度招集の通知を発しなければならない。

3 第 17 条第 3 項及び第 4 項の規定は、前項の通知について準用する。

#### (総会の決議事項)

**第 20 条** 次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。

- (1) 予算及び決算に関する事項
- (2) 会則並びに役員選任規則の制定及び変更に関する事項
- (3) 役員を選任及び解任に関する事項
- (4) 重要な財産の取得、処分及び多額の債務の負担に関する事項
- (5) 理事会において総会に付議することを相当と決議した事項
- (6) 総会において審議することを相当と決議した事項

#### (決議の要件)

**第 21 条** 総会の決議は、この会則に別段の定めのある場合のほか、出席した総会の構成員の議決権の過半数の議決による。可否同数のときは、議長が決する。

2 調査士会の会長及び代議員は、代理人によって、議決権を行使することができる。ただし、代理人は、代理権限を証する書面を総会に提出しなければならない。

3 前項の代理人は、総会の構成員以外の者であつて、当該調査士会の調査士会員である者に限る。

4 第 11 条第 4 項の規定は、総会の決議について特別の利害関係を有する者の議決権について準用する。

(議決権)

第22条 総会の構成員は、それぞれ1個の議決権を有する。ただし、総会の構成員が2以上の資格を有するときは、その議決権は1個とし、調査士会員以外の総会の構成員は、役員を選任及び解任に関する議決権は有しないものとする。

(議長)

第23条 総会の議長は、総会で選任する。

(特別決議)

第24条 第20条第2号及び第4号並びに役員解任に関する事項の決議は、総会において、出席した総会の構成員の議決権の3分の2以上の決議による。

(議事録)

第25条 総会の議事については、議事録を作らなければならない。

2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した総会の構成員2人がこれに署名し、押印しなければならない。

(総会の運営)

第25条の2 総会の運営に関し必要な事項は、別に総会で定める規則による。

#### 第4節 会長会議等

(会長会議)

第26条 会長は、第3条第1項の事業を達成するため意見を求める必要があると認めるときは、調査士会の会長による会長会議を開催することができる。

2 連合会の役員は、会長会議に出席して意見を述べることができる。

3 調査士会の会長は、事故があるとき、又は連合会の役職を兼ねているときは、当該調査士会の副会長を会長会議に出席させることができる。

(ブロック協議会)

第27条 調査士会は、連合会及び調査士会の目的を達成するため必要があるときは、法務局の管轄区域ごとにブロック協議会を設けることができる。

2 ブロック協議会は、ブロック協議会ごとに規則を定め、会長の承認を得るものとする。規則を変更したときも同様とする。

3 連合会は、ブロック協議会の活動を支援し、又は連合会事業の一部を付託することができる。

4 ブロック協議会は、必要があるときは連合会に意見を具申することができる。

(委員会)

第28条 連合会は、必要があると認める場合には、理事会の決するところにより、特定の事項の調査、研究又は運営及び活動を行わせるため特別委員会又は各種委員会を設置することができる。

2 前項の特別委員会及び各種委員会に関し必要な事項は、理事会で定める。

### 第3章 事務局

(事務局)

第 29 条 連合会に、その事務を処理するため、事務局を設置し、必要な職員を置く。

(事務局の運営)

第 30 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、別に理事会で定める。

## 第 4 章 調査士の登録

(土地家屋調査士名簿)

第 31 条 連合会に、土地家屋調査士名簿（以下「調査士名簿」という。）を備える。

2 調査士名簿は、磁気ディスクその他の電磁的記録をもって調製することができる。

(調査士名簿に登録すべき事項等)

第 32 条 調査士名簿には、次に掲げる事項を登録する。

- (1) 氏名、生年月日、本籍（外国人にあつては、国籍等（国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 2 条第 5 号ロに規定する地域をいう。以下同じ。））、住所及び男女の別
- (2) 事務所の所在地
- (3) 所属する調査士会
- (4) 登録番号
- (5) 調査士となる資格の取得の事由及び年月日
- (6) 筆界に関する民間紛争解決手続の代理関係業務を行うことができる者については、その旨並びに認定の年月日及び認定番号

2 調査士名簿には、前項の登録事項のほか、次の事項を記載し、又は記録する。

- (1) 登録年月日
- (2) 所属する調査士会の変更の登録年月日
- (3) 前号以外の変更の登録の年月日及びその事由
- (4) 登録取消しの年月日及びその事由
- (5) 調査士法人の社員である調査士については、当該調査士法人の名称、主たる事務所及び従たる事務所の所在地並びに当該社員の入社年月日及び退社年月日
- (6) 調査士法人の使用人である調査士については、使用者である調査士法人の名称、使用開始の年月日及び使用終了の年月日
- (7) 法第 42 条の規定により懲戒処分を受けた者については、処分内容及びその年月日
- (8) 法第 56 条の規定により注意又は勧告を受けた者については、注意又は勧告内容及びその年月日

3 連合会は、婚姻、離婚、養子縁組又は離縁その他の事由により氏を変更した者から変更前の氏（戸籍又は外国人住民（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する外国人住民をいう。）に係る住民票の写しに記載されたことのある氏で、本人が選択したものをいう。）を、名を変更した者から変更前の名を、それぞれ使用する申請があつたときは、第 1 項第 1 号の氏名に当該変更前の氏又は名を職名として併記する。

(登録の申請)

**第 33 条** 調査士の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、調査士登録申請書（以下「登録申請書」という。）を、その者が入会しようとする調査士会を經由して連合会に提出しなければならない。

- 2 登録申請書には、副本を添えて提出するものとし、当該申請書には、次の各号に掲げる書面等を添付しなければならない。
  - (1) 調査士となる資格を証する書面
  - (2) 履歴書
  - (3) 写真 4 葉
  - (4) 本籍の記載された住民票の写し又は戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書及び本籍の記載のない住民票の写し（外国人にあっては、国籍等の記載された外国人住民に係る住民票の写し）
  - (5) 法第 5 条第 2 号及び第 3 号に該当しない者である旨の官公署の証明書
  - (6) 法第 5 条第 1 号、第 4 号及び第 6 号ないし第 8 号に該当しない者である旨の誓約書
- 3 登録申請者が筆界に関する民間紛争解決手続の代理関係業務を行うことができる者であるときは、その旨の認定を法務大臣から受けたことを証する書面を添付しなければならない。
- 4 登録申請書には、第 2 項に規定する書面等のほか、連合会が指定する書面等がある場合には、その書面等を添付しなければならない。
- 5 登録申請書には、登録免許税法の定めるところにより、同法に定める登録免許税の額に相当する収入印紙又は登録免許税を納付した旨の領収証書を貼付しなければならない。

#### （登録に関する調査等）

**第 34 条** 調査士会は、登録申請書を受け取ったときは、登録に関し必要な調査を行い、意見を付して、遅滞なく、連合会に登録申請書を送付しなければならない。

#### （登録）

- 第 35 条** 連合会は、登録申請者が調査士となる資格を有し、かつ、登録を拒否する事由のいずれにも該当しない者であると認めるときは、調査士名簿に登録しなければならない。
- 2 前項により調査士名簿に登録をしたときは、連合会は、その者に登録証を交付するものとする。

#### （登録の拒否）

- 第 36 条** 連合会は、登録申請者が調査士となる資格を有せず、又は法第 10 条第 1 項各号のいずれかに該当している者であると認めるときは、登録を拒否するものとする。
- 2 連合会は、登録申請者が法第 10 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当する者であることを理由に登録を拒否しようとするときは、登録審査会の議決に基づかなければならない。
  - 3 連合会は、前項の事由により登録を拒否しようとするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知して、自ら又はその代理人を通じて弁明する機会を与えなければならない。

#### （登録に関する通知）

- 第 37 条** 連合会は、登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該申請者及び申請を經由した調査士会に、登録事項をその調査士の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長に、書面により通知しなければならない。
- 2 連合会は、登録を拒否したときは、その旨及びその理由を当該申請者及び申請を經由した調査士会に、書面により通知しなければならない。

### (所属する調査士会の変更の登録)

**第 38 条** 所属する調査士会を変更しようとする者は、その者が新たに入会しようとする調査士会を経由して、連合会に、所属する調査士会の変更の登録（以下本条において「変更の登録」という。）の申請をしなければならない。

- 2 前項の申請は、変更登録申請書を提出して行うものとする。
- 3 前項の変更登録申請書には、次の各号に掲げる書面等を添付しなければならない。
  - (1) 写真 4 葉
  - (2) 住民票の写し（外国人にあつては、外国人住民に係る住民票の写し）
  - (3) 登録証
- 4 連合会は、変更の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該申請者、申請を経由した調査士会及びその者が従前に所属していた調査士会に書面により通知しなければならない。
- 5 連合会は、変更の登録をしたときは、遅滞なく、当該申請者の従前の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長にその旨を、新たな事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長に登録事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 連合会は、変更の登録を拒否したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該申請者、申請を経由した調査士会に書面により通知しなければならない。
- 7 第 35 条第 2 項の規定は、変更の登録について準用する。

### (登録事項の変更の届出)

**第 39 条** 調査士会員は、調査士名簿に登録を受けた事項に変更を生じたときは、遅滞なく、その旨を書面により所属する調査士会を経由して連合会に届け出なければならない。

- 2 連合会は、前項の届出により変更の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該調査士の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長及びその者が所属する調査士会に書面により通知しなければならない。

### (登録の取消し)

**第 40 条** 連合会は、調査士が法第 15 条第 1 項各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その登録を取り消さなければならない。

- 2 連合会は、調査士が法第 16 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消すことができる。
- 3 第 36 条第 2 項の規定は、前項の登録の取消しについて準用する。
- 4 連合会は、第 1 項の規定による登録の取消しを法第 15 条第 2 項による届出に基づかないで行う場合において、同条第 1 項各号のいずれかに該当する事実が裁判所の判決等の客観的な資料により直接証明されないとき、又は第 2 項の規定により登録を取り消そうとする場合には、あらかじめ、その名あて人となるべき調査士にその旨を通知して相当の期間内に聴聞の機会を与えなければならない。
- 5 連合会は、登録を取り消したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、登録を取り消された者及びその者が所属する調査士会並びにその調査士の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長に、書面により通知しなければならない。
- 6 連合会は、法務局又は地方法務局長から法第 42 条第 2 号又は第 3 号に掲げる処分をしようとする場合における法第 45 条第 1 項の通告を受けたときは、当該処分に係る手続が終了した旨の通知を受けるまでの間は、法第 15 条第 1 項第 1 号又は第 16 条第 1 項各号の規定による登録の取消しをすることができない。

#### (調査士名簿の登録等の手数料)

第41条 調査士名簿に関する手数料は、次の各号に掲げる額とし、申請又は届出等の都度、連合会に納付しなければならない。

- |                    |          |
|--------------------|----------|
| (1) 登録             | 25,000 円 |
| (2) 所属する調査士会の変更の登録 | 10,000 円 |
| (3) 前号以外の登録又は変更の登録 | 2,000 円  |
| (4) 証明 (1通につき)     | 2,000 円  |

- 2 連合会は、調査士会が行う登録に関する事務につき、調査士会に事務費を交付する。
- 3 住居表示の実施若しくは変更、又は行政区画等若しくはその名称の変更（その変更に伴う地番の変更を含む。）に伴う変更の登録については、第1項の規定にかかわらず、同項第3号に掲げる金額の手数料の納付を要しないものとする。
- 4 天災地変等止むを得ない事情があると連合会が認めた場合の変更の登録については、第1項の規定にかかわらず、同項第2号及び第3号に掲げる金額の手数料の納付を要しないものとする。
- 5 連合会が登録を拒否した場合又は登録申請者が登録の申請を取り下げた場合においては、連合会は第1項第1号の手数料を返還する。

#### (登録等の公告)

第42条 連合会は、調査士名簿に登録をしたとき、及び登録の取消しをしたときは、その旨を、官報をもって公告する。

#### (規則への委任)

第43条 この会則に定めるもののほか、調査士の登録に関し必要な事項は、別に理事会で定める。

### 第5章 調査士法人の登録

#### (調査士法人名簿)

第44条 連合会に、調査士法人名簿を備える。

- 2 調査士法人名簿は、磁気ディスクその他の電磁的記録をもって調製することができる。

#### (調査士法人名簿の登録事項)

第45条 調査士法人名簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- (1) 調査士法人の目的及び名称並びに主たる事務所の所在地及び当該事務所に常駐する社員の氏名
- (2) 従たる事務所があるときは、その所在地及び当該事務所に常駐する社員の氏名
- (3) 社員の氏名、登録番号、所属する調査士会及び調査士名簿に登録された事務所及び住所
- (4) 代表社員の定め又は共同代表の定めがあるときは、その旨及び代表社員の氏名
- (5) 使用人である調査士がいるときは、その者の氏名、登録番号、事務所の所在地及び所属する調査士会、筆界に関する民間紛争解決手続の代理関係業務を行うことができる者については、その旨並びに認定の年月日及び認定番号
- (6) 成立年月日
- (7) 登録番号
- (8) 届出年月日及び届出の種別
- (9) 記載事項の変更年月日及びその事由

- (10) 合併に関する事項
  - (11) 法第 43 条の規定により懲戒処分を受けたときは、処分内容及びその年月日
  - (12) 法第 56 条の規定により注意又は勧告を受けたときは、注意又は勧告内容及びその年月日
  - (13) 解散の事由及び年月日
  - (14) 清算人の氏名、住所、登録番号
  - (15) 破産手続開始の決定又は清算終了の年月日及びその登記の年月日
- 2 筆界に関する民間紛争解決手続の代理関係業務を行うことを目的とする調査士法人の名簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。
    - (1) 筆界に関する民間紛争解決手続の代理関係業務を行う事務所
    - (2) 筆界に関する民間紛争解決手続の代理関係業務を行うことができる社員（以下「特定社員」という。）の氏名並びに代表特定社員を定めたときは、その旨及び氏名
  - 3 第 32 条第 3 項の規定は、調査士法人名簿に記載し、又は記録する調査士の氏名について準用する。

#### （調査士法人成立の届出）

- 第 46 条** 調査士法人を設立した者は、成立の日から 2 週間以内に、その旨を書面により、主たる事務所の所在地の調査士会を経由して連合会に届け出なければならない。ただし、法人成立と同時に主たる事務所の所在地の調査士会と同一区域内に従たる事務所を設けた場合には、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の作成した登記事項証明書を追加して添付しなければならない。
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。
    - (1) 登記事項証明書（履歴事項証明書を含む。以下同じ。）
    - (2) 定款の写し
  - 3 前項第 1 号の書面は、届出書提出の前日 2 週間内に交付を受けたものでなければならない。

#### （調査士法人の所属する調査士会の変更）

- 第 47 条** 調査士法人は、所属する調査士会を変更し、新たに調査士会の会員となったときは、会員となった日から 2 週間以内に、その旨を書面により、主たる事務所の所在地の調査士会を経由して連合会に届け出なければならない。
- 2 第 46 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の届出について準用する。

#### （調査士法人名簿の登録事項の変更）

- 第 48 条** 調査士法人は、定款又は調査士法人名簿に登録された事項に変更を生じたときは、変更の日から 2 週間以内に、その旨を書面により、主たる事務所の所在地の調査士会を経由して連合会に届け出なければならない。
- 2 第 46 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の届出について準用する。ただし、変更事項が登記事項でないときは登記事項証明書の添付を、定款の記載事項でないときは定款の写しの添付を要しない。
  - 3 連合会は、届出のあった定款の変更事項が調査士法人名簿に登録された事項以外の事項であるときは、その区域内に従たる事務所のみを有する調査士会に、届出のあった事項を通知するものとする。

#### （解散届）

- 第 49 条** 調査士法人は、法第 39 条（第 1 項第 3 号を除く。）の規定により解散したときは、解散の日から 2 週間以内に、その旨を書面により、主たる事務所の所在地の調査士会を経由して連合会に届け出なければならない。

- 2 前項の届出には、登記事項証明書を添付しなければならない。
- 3 第46条第3項の規定は、前項の書面について準用する。

(合併届)

**第50条** 調査士法人は、他の調査士法人と合併したときは、合併の日から2週間以内に、その旨を書面により、合併後存続する調査士法人名をもって、主たる事務所の所在地の調査士会を經由して連合会に届け出なければならない。

- 2 第46条第2項及び第3項の規定は、前項の届出について準用する。
- 3 第46条の規定は、新設合併の届出の場合について準用する。

(清算終了届)

**第51条** 調査士法人の清算人は、清算が終了したときは、速やかに、その旨を書面により、所属していた調査士会を經由して連合会に届け出なければならない。

- 2 前項の届出には、閉鎖登記事項証明書を添付しなければならない。

(届出の到達)

**第52条** 第46条から前条までの規定の適用については、調査士会に届出があったときをもって連合会に届出があったものとみなす。

(調査士法人名簿に関する通知)

**第53条** 連合会は、第46条から第51条までの届出により、調査士法人名簿に登録し、登録事項を変更し、又は登録を取り消したときは、遅滞なく、その旨を書面により当該調査士法人及び届出を經由した調査士会並びに当該調査士法人の主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長に通知しなければならない。

- 2 第38条第5項の規定は、調査士法人の所属する調査士会の変更の登録の通知について準用する。

(規則への委任)

**第54条** 調査士法人名簿の登録に関し必要な事項は、別に理事会で定める。

(調査士法人の届出等の手数料)

**第55条** 調査士法人の届出に関する手数料は、次の各号に掲げる額とし、届出等の都度、連合会に納付しなければならない。

- |                                   |         |
|-----------------------------------|---------|
| (1) 成立の届出                         | 25,000円 |
| (2) 主たる事務所又は従たる事務所の所属する調査士会の変更の届出 | 10,000円 |
| (3) 従たる事務所の届出(1箇所につき)             | 10,000円 |
| (4) その他の変更の届出                     | 2,000円  |
| (5) 解散届(破産手続開始の決定の場合を除く。)         | 2,000円  |
| (6) 合併届(新設合併の場合を除く。)              | 2,000円  |
| (7) 清算終了届                         | 2,000円  |
| (8) 証明(1通につき)                     | 2,000円  |

- 2 第41条第2項から第4項までの規定は、調査士法人の届出の手数料について準用する。この場合において、これらの規定中「登録」とあるのは「届出」と、同条第3項中「同項第3号」とあるのは「第1項第4号」と、同条第4項中「同項第2号及び第3号」とあるのは「第1項第2号及び第

4号」と読み替えるものとする。

## 第6章 登録審査会

### (登録審査会)

第56条 連合会に、法第62条の規定に基づく登録審査会を置く。

2 登録審査会は、連合会の請求により、法第10条第1項第2号若しくは第3号による調査士の登録の拒否又は法第16条第1項の規定による登録の取消しについて審議を行う。

### (登録審査会の組織及び招集)

第57条 登録審査会は、会長及び会長が法務大臣の承認を受けて委嘱した委員4人をもって組織する。

2 登録審査会は、登録審査会の会長が招集する。

3 登録審査会の会長は、連合会の会長をもって充てる。

4 登録審査会の委員（以下「委員」という。）は、調査士1人、法務省の職員1人、学識経験者2人を委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (登録審査会の会議)

第58条 登録審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 登録審査会の議事は、出席した委員の過半数で議決する。ただし、可否同数のときは、登録審査会の会長が決する。

3 登録審査会の会議は、非公開とし、登録審査会の会長及び委員又は連合会の職員は、正当の理由がなければ職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員等がその職を退いた後も同様とする。

4 登録審査会は、審査に関し必要があるときは、当事者又は関係人その他必要と認める者に対して陳述若しくは説明の開陳又は資料の提出を求めるものとする。

5 登録審査会の議事については、議事録を作り、登録審査会の会長及び出席した委員全員が署名しなければならない。

### (規則への委任)

第59条 この会則で定めるもののほか、登録審査会の運営に関し必要な事項は、別に理事会で定める。

## 第7章 電子証明

### (電子証明)

第59条の2 連合会は、調査士名簿に登録された調査士であることを証明する電子証明に関する業務を行う。

2 連合会は、前項の業務を行うため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第3項に規定する特定認証業務を行うことができる。

3 連合会は、電子証明に記録された者が調査士名簿に登録された調査士であることを担保するための必要な措置を講じた上で、前項の特定認証業務を第三者に委託して行うことができる。

4 調査士名簿に登録された調査士であることを証明する電子証明に関し必要な事項は、別に理事会

で定める。

(負担金)

第 59 条の 3 調査士名簿に登録された調査士であることを証明する電子証明に関する負担金は、別に定める額を連合会に納付しなければならない。

## 第 8 章 資産及び会計

(会計年度)

第 60 条 連合会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までとする。

(予算)

第 61 条 連合会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもって支弁する。

- 2 会長は、あらかじめ理事会の決議を経て、当年度の予算案を作成し、これを定時総会に提出しなければならない。
- 3 会長は、特定の事業を行う場合その他特定の収入をもって特定の支出に充てるため必要があるときは、総会の決議を経て特別会計を設けることができる。特別会計の目的を変更し、又は廃止するときも同様とする。
- 4 会長は、予算の執行に当たっては、総会で承認された予算に基づき執行しなければならない。
- 5 予算が成立するまでの間の連合会の収入及び支出は、前年度に準ずる。
- 6 定時総会において予算が成立しないときは、前年度の予算の例による。この場合においては、予算を成立させるため、会長は、速やかに、臨時総会を招集しなければならない。
- 7 (削る)

(財産目録)

第 62 条 会長は、連合会の 財務状況 を明らかにするため に必要な 毎会計年度末現在における 財務諸表等の書類 (以下「財務諸表等」という。) \_\_\_\_\_ を作成しなければならない。

(決算)

第 63 条 会長は、前条の財務諸表等 を監事に提出しなければならない。

- 2 監事は、前項の 財務諸表等 を監査し、その結果についての意見をこれに付記しなければならない。
- 3 会長は、定時総会に前項の 財務諸表等 を提出しなければならない。

(資産の管理)

第 64 条 連合会の資産は、会長が管理する。

(予算外支出)

第 65 条 会長は、予算の執行に当たり、やむを得ない事情により予算外の支出を必要とするときは、理事会の決議を経て、その執行をすることができる。

- 2 会長は、前項の規定により予算を執行したときは、その後最初に開かれる総会において、その承認を受けなければならない。

### (規則への委任)

第 66 条 資産及び会計に関する必要な事項は、別に理事会で定める。

## 第 9 章 調査士倫理

### (倫理規程)

第 66 条の 2 調査士の職業倫理に関しては、別に定める「土地家屋調査士倫理規程」による。

## 第 10 章 研 修

### (研 修)

第 67 条 連合会は、調査士の資質の向上及び業務の改善を図るため、自らが主催し、又はブロック協議会若しくは調査士会に委託して、研修を実施する。

2 前項の研修の実施に関し必要な事項は、別に理事会で定める。

### (特別研修)

第 67 条の 2 連合会は、法第 3 条第 2 項第 1 号に規定する研修（以下「特別研修」という。）を実施する。

2 前項の特別研修の実施に関し必要な事項は、別に理事会で定める。

## 第 11 章 調査士会及びその会員

### (会則の遵守)

第 68 条 調査士会及びその会員は、連合会の会則を遵守し、連合会の発する照会、連絡及び指導のうち回答を求められた事項については、遅滞なく、これに応答しなければならない。

### (報告義務)

第 69 条 調査士会は、次に掲げる書面を連合会に提出しなければならない。

(1) 会則、事務所の所在並びに役員及び代議員の氏名住所を記載した書面

(2) 総会の議事録

(3) 会員の氏名、事務所及び登録番号を記載した名簿

(4) 会員から提出のあった年計報告書の総合計表

(5) 法第 56 条の規定により注意又は勧告を行ったときは、その内容及び年月日

2 調査士会は、前項第 1 号の書面に掲げる事項に変更のあったとき、又は同項第 2 号及び第 3 号に掲げる書面を作成したときは、遅滞なく、連合会にその旨を報告し、又は提出しなければならない。

3 調査士会は、毎年 4 月 1 日及び 10 月 1 日現在の調査士会員及び調査士法人会員の数を、それぞれその月の末日までに連合会に報告しなければならない。

4 調査士会は、会員が法第 15 条第 1 項又は法第 16 条第 1 項に該当し、又は該当すると思料するときは、その旨を書面で連合会に報告しなければならない。

5 調査士会は、会員が退会したときは、遅滞なく、連合会に報告しなければならない。

6 連合会は、第 4 項の報告に関し必要があるときは、その事実を調査し、又はその者が所属する調査士会に調査を委嘱することができるものとする。

- 7 調査士会は、前項の委嘱を受けたときは、調査をし、その結果を連合会に報告しなければならない。
- 8 調査士会は、会員が法務局又は地方法務局長から法第42条第1号若しくは第2号又は第43条第1項第1号、第2号若しくは第2項第1号、第2号の処分を受けたときは、遅滞なく、その旨を連合会に報告しなければならない。

#### (協力義務)

**第70条** 調査士会は、他の調査士会から綱紀委員会の調査又は注意勧告の決定に必要な調査若しくは紛議の調停のための調査に協力を求められたときは、その調査に協力しなければならない。

#### (調査士会会員名簿)

**第71条** 連合会は、各調査士会の会員名簿を備えなければならない。  
2 前項の会員名簿は、第69条第1項第3号の名簿を編綴して調製する。

#### (会費)

**第72条** 調査士会は、別紙に定める額を会費として連合会に納入しなければならない。ただし、天災地変等止むを得ない事情があると連合会が認めた場合には、会費の納入を免除することができる。  
2 前項の会費は、4月から6月までを第1期、7月から9月までを第2期、10月から12月までを第3期、翌年1月から3月までを第4期とし、それぞれ当該期の最初の月の末日までに各期分を前納するものとする。  
3 会長は、特定の事業を行うため必要があるときは、総会の決議を経て特別会費の納入を求めることができる。この場合には、特別会費の目的である事業計画及び予算並びに特別会費の額及び納入の期間を定めて、これを総会に提出しなければならない。

## 第12章 情報の公開

#### (情報の公開)

**第73条** 連合会は、事業、財務等に関する情報を公開するものとする。  
2 情報の公開に関し必要な事項は、別に理事会で定める。

## 第13章 雑 則

#### (名誉会長、顧問等)

**第74条** 連合会に、名誉会長のほか、顧問、相談役及び参与（以下これらの者を「顧問等」という。）を置くことができる。  
2 名誉会長は、会長が総会に諮って委嘱する。  
3 顧問等については、会長が理事会に諮って委嘱する。  
4 会長は、名誉会長及び顧問等に対し、連合会の運営その他重要事項について諮問を発し、又は助言を求めることができる。  
5 名誉会長及び顧問等の任期は、会長の任期と同一とする。ただし、会長が任期の中途において退任したときは、名誉会長の任期は、新たに選任された会長の就任の時までとする。

#### (施行規則への委任)

**第 75 条** この会則の施行に必要な事項及び様式、規格並びに仕様に関する規則は、別に理事会で定める。

**附 則**

**(施行期日)**

1 この会則改正は、昭和 61 年 6 月 1 日から施行する。

**(従前の土地家屋調査士の登録に関する経過措置)**

2 改正会則施行の際、現に土地家屋調査士の登録を受けている者は、改正会則の規定により土地家屋調査士名簿に登録を受けた者とみなす。

**(土地家屋調査士の登録の申請についての経過措置)**

3 改正会則施行の際、改正前の土地家屋調査士法（以下「旧法」という。）の規定に基づいて土地家屋調査士の登録を申請している者で、未だ土地家屋調査士名簿に登録を受けていない者の登録の申請は、改正会則の規定による登録の申請がなされているものとみなす。

4 改正会則施行の際、旧法の規定に基づいて登録の移転を申請した者で、未だ登録が移転されていない者の登録の移転の申請は、改正会則の規定による変更の登録の申請がなされているものとみなす。

**(調査士名簿についての経過措置)**

5 改正会則施行の際、法務局又は地方法務局長から引き継いだ調査士名簿は、改正会則第 29 条において定める調査士名簿とみなす。

**附 則 (第 55 条)**

**(施行期日)**

この会則改正は、平成 5 年 7 月 1 日から施行する。

**附 則 (第 38 条、第 39 条、第 53 条、第 55 条)**

**(施行期日)**

この会則は、平成 7 年 9 月 18 日から施行する。ただし、第 55 条の規定は、平成 7 年 6 月 20 日から施行する。

**附 則 (第 5 条、第 7 条、第 12 条、第 14 条)**

**(施行期日)**

1 この改正会則は、法務大臣の認可の日（平成 10 年 9 月 8 日）から施行する。

**(経過措置)**

2 この改正会則による改正後の会則の規定中専務理事に関するものは、この改正会則の施行後最初に終了する会計年度に関する定時総会の終結の時までは、適用しない。

**附 則 (第 5 条)**

**(施行期日)**

この改正会則は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

**附 則**

**(施行期日)**

1 この改正会則は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (第3条、第5条、第7条、第12条、第14条、第21条、第33条、第46条、第48条、第51条、第55条、第59条の2、第59条の3、第72条)

(施行期日)

- 1 この改正会則は、法務大臣の認可の日（平成17年8月15日）から施行する。

(経過措置)

- 2 この改正会則による改正後の会則の規定中常務理事に関するものは、平成17年7月1日から適用する。

附 則 (第3条、第4条、第9条、第22条、第27条、第32条、第33条、第40条、第41条、第45条、第59条の2、第61条、第67条の2、第72条)

(施行期日)

- 1 この改正会則は、法務大臣の認可の日（平成18年10月6日）から施行する。

(経過措置)

- 2 この会則改正による改正後の会則中第4条の規定については、法務大臣の認可の日から1年6月を超えない範囲において理事会で定めた日（平成20年4月1日）から施行する。

附 則 (第72条 別紙)

(施行期日)

この改正会則は、平成20年6月17日から施行する。

附 則 (第5条、第7条、第9条、第19条の2、第24条、第25条の2、第27条、第32条、第33条、第34条、第41条、第45条から第51条まで、第55条、第56条、第69条)

(施行期日)

- 1 この改正会則は、平成20年8月25日から施行する。

附 則 (第66条の2)

(施行期日)

- 1 この改正会則は、法務大臣の認可の日（平成22年10月7日）から施行する。

附 則 (第6条の2、第32条、第33条、第38条)

(施行期日)

- 1 この改正会則は、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（平成21年法律第79号）の施行日（平成24年7月9日）から施行する。

附 則 (第3条、第59条の2、第59条の3)

(施行期日)

- 1 この改正会則は、法務大臣の認可の日（平成25年7月30日）から施行する。

附 則 (第7条、第9条)

(施行期日)

- 1 この改正会則は、法務大臣の認可の日（平成28年10月6日）から施行する。

附 則（第 61 条、第 62 条、第 63 条、第 66 条）

（施行期日）

この改正会則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別 紙(第 72 条関係)

1. 会費の額（会則第 72 条第 1 項）

連合会の会費の額は、調査士会の 1 会員につき月額 2,250 円とする。ただし、平成 21 年 9 月末日までは、1 会員につき月額 1,750 円とする。

2. 特別会費の額（会則第 72 条第 3 項）

連合会の特別会費の額は、調査士会の調査士会員 1 人につき月額 1,000 円とする。ただし、特別会費の納入期間は、平成 17 年 7 月分から平成 19 年 2 月分までの 20 月分とする。

3. 会費及び特別会費の納入方法

- ① 会費及び特別会費（以下「会費等」という。）の納入の方法は、会則第 72 条第 2 項に規定する納入月（年間を 4 期とし、3 か月分を前納する。）の 1 日現在の会員数に、会費等の月額割合による額を納入するものとする。
- ② 会費等の前期納入月の 1 日現在の会員数と納入月の 1 日現在の会員数に変更があった調査士会は、会費等の納入と同時に会員数変更報告書を提出するものとする。
- ③ 会費等を納入後、前納した月の 1 日現在の会員数に変更があった調査士会は、次期納入月に納入すべき額から増減する額を精算して次期納入月に納入し、該当月の会員数変更報告書を提出するものとする。

## 日本土地家屋調査士会連合会特別会計規程の一部改正（新旧対照表）

【改正後】	【改正前】
<p>第1条（略）</p>	<p>（同左）</p>
<p>（特別会計の目的）</p>	
<p>第2条 この規程に定める特別会計の目的は、それぞれ次に掲げるとおりとする。</p>	<p>（同左）</p>
<p>(1)～(2)（略）</p>	<p>（同左）</p>
<p>(3) <u>削除</u></p>	<p>(3) <u>退職金特別会計 役員退職慰労金及び職員退職金等の円滑な支給を目的とし、一般会計から繰り入れて積立をする特別会計</u></p>
<p>(4)～(9)（略）</p>	<p>（同左）</p>
<p>第3条～第6条（略）</p>	<p>（同左）</p>
<p>（特別会計の支出）</p>	
<p>第7条 この規程に定める特別会計の支出は、それぞれ次に掲げるところによる。</p>	<p>（同左）</p>
<p>(1)～(2)（略）</p>	<p>（同左）</p>
<p>(3) <u>削除</u></p>	<p>(3) <u>退職金特別会計 役員の退職慰労金並びに職員の退職金及び退職慰労金</u></p>
<p>(4)～(9)（略）</p>	<p>（同左）</p>
<p>第8条～第10条（略）</p>	<p>（同左）</p>
<p>附則（略）</p>	<p>（同左）</p>
<p><u>附則（第2条、第7条）</u></p>	<p>（新設）</p>
<p><u>（施行期日）</u></p>	
<p><u>この規程は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>	

## 日本土地家屋調査士会連合会特別会計規程

### (目 的)

**第1条** この規程は、他に特別の定めのあるものを除き、日本土地家屋調査士会連合会会計規則（以下「会計規則」という。）第3条第2項の規定に基づき設置する特別会計の適正な運営に資するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (特別会計の目的)

**第2条** この規程に定める特別会計の目的は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 図書等頒布特別会計 業務関係図書及び用品の購入のあっせん、頒布並びに業務関係図書を発行し、会員の業務運営に資することを目的とし、あっせん及び頒布事業の収益をもって運営する特別会計
- (2) 会館特別会計 会館（土地、建物を含む。）の取得又は賃借並びに会館の運用及び維持管理を目的とし、一般会計から繰り入れ及び賃貸収入で運営する特別会計
- (3) 削除
- (4) 周年事業特別会計 土地家屋調査士制度（以下「調査士制度」という。）の制定記念事業等を円滑に実施することを目的とし、一般会計から繰り入れて積立をする特別会計
- (5) 財政調整積立金特別会計 財務の健全性と運用の調整を図ることを目的とし、一般会計から繰り入れて積立をする特別会計
- (6) 削除
- (7) 電子証明特別会計 認証局の構築、維持管理及び認証局の運営に係る事務の円滑化並びに連合会が提供する情報に基づき発行される電子証明書に係る事務の円滑化に資することを目的とし、一般会計からの繰入金その他の収入を繰り入れて運営する特別会計
- (8) 特別研修特別会計 民間紛争解決手続代理関係業務を行うに必要な能力を習得するための研修事業を円滑に実施することを目的とし、一般会計からの繰入金及び研修受講料等の収入を繰り入れて運営する特別会計
- (9) 大規模災害対策基金特別会計 災害救助法の適用される大規模災害発生時における現地災害対策本部の活動及び義援金等の給付等を目的とし、一般会計からの繰入金及び寄付金等の収入を繰り入れて運営する特別会計

### (予算の作成及び提出)

**第3条** 財務部長は、会計年度終了後、特別会計の決算書及び当年度の予算案を作成し、一般会計の予算案及び決算報告書とともに、会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の決算書及び予算案を総会に提出し承認を得なければならない。

3 会計規則第55条及び第56条第1項の規定は、特別会計の決算書の調整及び監事の審査について準用する。

### (収 入)

**第4条** 特別会計の収入は、次に掲げるものとし、それぞれの会計に繰り入れるものとする。

- (1) 一般会計からの繰り入れ
- (2) 特別会計から生ずる収入

(3) 特別会費、その他の収入

(資金の管理)

**第5条** 特別会計に属する現金は、金融機関の預金、その他、最も確実、かつ、有利な方法により管理しなければならない。

(支出)

**第6条** 特別会計の支出は、この規程及びそれぞれの特別会計の設置目的を執行するために必要なものに限るものとし、総会で承認された予算に基づいて執行しなければならない。

2 特別会計の支出をするときは、支出決議書を作成し、事前に財務部長の決裁を受けなければならない。

(特別会計の支出)

**第7条** この規程に定める特別会計の支出は、それぞれ次に掲げるところによる。

- (1) 図書等頒布特別会計 業務関係図書、用品の購入に要する費用及び業務関係図書の発行並びにあっせん、頒布に係る事務等に要する費用
- (2) 会館特別会計 会館の取得に要する経費又は賃借料並びに会館の維持管理に必要な補修、改修、附属器具の修理及び取替え等に要する費用
- (3) 削除
- (4) 周年事業特別会計 調査士制度の制定記念事業の実施に要する経費並びに記念事業の実施に伴う広報のための新聞広告、テレビ放映及びビデオ制作等に要する費用
- (5) 財政調整積立金特別会計 一般会計において収入の欠陥を生じたとき又は一般会計の予算において財源の不足を生じたときに繰り出す費用
- (6) 削除
- (7) 電子証明特別会計 認証局の構築、維持管理、電子証明書の発行及び連合会が提供する情報に基づき発行される電子証明書等に要する費用並びに電子認証に関する研修に要する費用
- (8) 特別研修特別会計 民間紛争解決手続代理関係業務を行うに必要な能力を習得するための研修の教材作成費、講師料及び研修の運営費その他研修事業に要する費用
- (9) 大規模災害対策基金特別会計 現地災害対策本部の運営費及び義援金等の給付等に要する費用

(会計間の資金の運用)

**第8条** 会長は、事業を行うため必要があると認めるときは、理事会の承認を得て、同一会計年度内に限り、他の特別会計又は一般会計との間で資金の運用をすることができる。

ただし、大規模災害対策基金特別会計については、別に定める日本土地家屋調査士会連合会大規模災害対策に関する規則第15条による。

(会計規則の準用)

**第9条** この規程に定めのない事項については、会計規則の規定を準用する。

(規程の改廃)

**第10条** 特別会計を新設し、又は廃止若しくは第2条各号に規定する特別会計の目的を変更しようとするときは、理事会の議を経て総会の決議によらなければならない。

2 前項に規定する場合を除くこの規程の改正は、理事会の決議による。

**附 則**

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則（第 1 条～第 10 条）**

この規程の変更は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

**附 則（第 2 条～第 7 条）**

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則（第 2 条、第 7 条）**

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則（第 2 条、第 3 条、第 7 条、第 8 条）**

この規程は、平成 26 年 6 月 18 日から施行する。

ただし、第 2 条第 7 号及び第 7 条第 7 号の規定は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

**附 則（第 2 条、第 7 条）**

（施行期日）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。